

八王子市公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、受注者が保有する工事代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、市が工事契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が債権譲渡を承諾できる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額（契約変更により請負金額が変更となった場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額）が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 八王子市契約事務規則第51条の規定に基づく前金払、第51条の2の規定に基づく中間前金払又は第51条の3の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前払金、中間前払金又は部分払金相当割合（以下「前払金等相当割合」という。）を概ね超えていること。
- (3) 次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
 - イ 受注者が工事契約約款第44条及び第44条の2各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合
 - ウ 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 市が債権譲渡を承諾できる受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）
 - イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合
- (2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。
 - ア 破産した場合
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合
 - エ 特別清算開始の場合
 - オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

(3) 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

2 市が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

（譲渡の対象となる工事代金債権の範囲）

第4条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合にあっては、工事契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額を、当該工事請負契約が解除された場合にあっては、工事契約約款第47条第1項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の、市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（債権譲渡承諾事務の分掌）

第5条 債権譲渡の承諾に関する事務は、契約資産部契約課（以下「契約課」という。）が行う。

（債権譲渡の承諾申請）

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、契約課に事前協議を行った上で、共同して次の申請書類を提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

(2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1通

(3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発効日から3箇月以内のものに限る。）各1通
ただし、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合に今回申請の3月以内の印鑑証明書が提出されており、それをもって確認できるときは提出を要しない。

(4) 工事履行報告書（第2号様式） 1通

(5) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合又は当該契約の契約書を作成するにあたり、契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通

(6) 下請負人に対する支払計画書（第3号様式）（債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1通

(7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1通

2 前項第2号の申請書類は、提出時に原本を提示するものとする。

3 申請書類は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して契約課に持参するものとする。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（第4号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

なお、第8条第3項による債権譲渡承諾書又は第9条第2項による債権譲渡不承諾通知書の交付に際し、債権譲渡人と債権譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても、委任状（第4号様式）を提出するものとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 前条により申請を受けた契約課は、以下の点について確認する。

- (1) 申請に係る工事が第2条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人は第3条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が次の事項のすべてを満たすこと。
 - ア 同じものが3通提出されていること。
 - イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書に押印したもの又は受付票に押印したものと一致していること。

なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認できること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。
 - カ 支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称及び代表者並びに建設共同企業体の構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があり、使用した印が建設共同企業体協定書と一致していること。
- (4) 公共工事代金債権信託契約書が次の事項のすべてを満たすこと。
 - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。
 - ウ 譲渡対象債権の表現が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - エ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称及び代表者並びに建設共同企業体の構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があること。
- (5) 発行日から3月以内の印鑑証明書が提出されていること。
- (6) 当該工事に関して既に前払金、中間前払金又は部分払金が支払われている場合は、工事履行報告書により、当該工事の進捗状況が、前払金等相当割合を概ね超えていること。
- (7) 下請負人に対する支払計画書において、債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、支払計画書中、下請企業として中小企業者が存在し、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があること。

(8) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する次のものが提出されていること。

ア 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること（役務保証特約付ではない。）。

イ 市に提出済の保険又は保証証券等と承諾書の記載内容が一致していること。

(9) 当該工事代金債権が、債権譲受人以外の者（以下、「第三者」という。）に譲渡された場合の通知が契約課に到達していないこと。

（債権譲渡の承諾）

第8条 契約課は債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、事業担当課及び工事担当課にその旨を連絡し、工事の進捗状況等を確認する。

2 第6条の規定により提出された申請書類を、前条の承諾基準により審査し問題がない場合は、事業担当課長及び工事担当課長の合議を得て、債権譲渡の承諾について意思決定する。

3 債権譲渡承諾書3部に公印及び確定日付印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通を交付する。残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等は、第13条の規定による工事代金の請求があるまでの間、第6条の規定により提出された申請書類と綴って契約課で保管する。

4 債権譲渡整理簿（第5号様式）に必要事項を記載する。

5 前3項の規定による債権譲渡の承諾手続は、第6条の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

なお、受付から承諾までの間に、当該工事代金債権が第三者に譲渡された事実について契約課が把握した場合には、速やかに承諾手続を中止し、第9条の不承諾手続を行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 第7条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、事業担当課長及び工事担当課長の合議を得て、債権譲渡の不承諾について意思決定し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）2通に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通を交付する。

3 第6条の規定により提出された申請書類は、前項の手続後に事業担当課に送付する。

4 前条第4項及び第5項の規定は、債権譲渡の不承諾の場合に準用する。

（出来高査定）

第10条 信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力申出書（第7号様式）を契約課に提出するものとする。

3 契約課は、前項の工事出来高査定協力申出書を受理したときは、当該申出書に記載された債権譲渡について、譲渡承諾日から現在まで他に債権者がいない場合に限り、速やかに工事担当課に送付するものとする。

4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第8号様式）を作成の上、契約課に提出するものとする。

3 工事代金債権計算書（契約変更用）は、記載内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認した上で受理する。

4 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載するとともに、第8条第3項の綴りとともに契約課で保管する。

(契約解除の場合の取扱い)

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、市は第4条ただし書により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第9号様式）を作成の上、契約課に提出するものとする。

この場合、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

3 工事代金債権計算書（契約解除用）は、記載内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により確認した上で受理する。

4 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載するとともに、第8条第3項の綴りとともに契約課で保管する。

(工事代金の請求)

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負金額（以下「請負金額等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。

2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を市に請求する場合には、工事代金請求書（第10号様式）を契約課に提出するものとする。

3 前項の工事代金請求書は、第8条第3項、第11条第4項及び前条第4項の規定により契約課で保管していた書類とともに事業担当課へ送付するものとする。

4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた事業担当課は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(情報提供)

第14条 債権譲受人は、当該工事代金債権に係る契約等の情報が必要である場合は、情報提供についての申出書（第11号様式）を契約課に提出するものとする。

なお、情報提供についての申出書（第 11 号様式）の同意欄に、債権譲渡人（受注者）の同意がないものは、無効とする。

2 契約課は、前項により申出書を受理したときは、情報提供についての回答書（第 12 号様式）に公印を押印した上で、債権譲受人に交付する。

（指名選定等における留意事項）

第 15 条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）9 月 1 日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

八王子市長 殿

(甲) 債権譲渡人
所在地
商号又は名称
代表者職氏名



(乙) 債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名



(担当者) 職・氏名

T E L

債権譲渡人（委託者、以下「甲」という。）は、八王子市（以下「市」という。）との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（受託者、以下「乙」という。）に、甲と乙との間で締結された____年____月____日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払いにつきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますようお願いします。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

工事請負契約書第3条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第3条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に対応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第4条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に対応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

- (1) 契約番号 _____
- (2) 工事件名 _____
- (3) 工事場所 _____
- (4) 契約締結日 _____ 年 月 日
- (5) 工期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- (6) 請負金額 金 _____ 円
- (7) 支払済前払金額 金 _____ 円
- (8) 支払済中間前払金額
及び部分払金額 金 _____ 円

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(6)の請負金額は変更契約後の金額とします。この場合は、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

2 甲は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

3 甲及び乙は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属

(裏)

並びに行使を害する行為は行いません。

- 4 甲の下請企業等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、市には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 甲及び乙は、本債権譲渡が、甲の当該工事の施工に必要な資金の調達又は甲の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、市が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 甲乙間の取引に関し必要な既済部分の確認は、甲及び乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲及び乙は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属 _____

職・氏名 _____

電話番号 _____

第 号
年 月 日

(甲) _____ 御中

(乙) 株式会社きらぼし銀行 御中

債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 乙は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も、甲との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、乙は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら甲と乙との間において解決されなければならない。
- 4 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

八王子市長 _____ (印)

確定日付印欄	
--------	--

工事履行報告書

工 事 名			
工 期			
請 負 金 額			
支払済前払金等	前払金額	金	円
	部分払金額	金	円
	<hr/>		
	計	金	円 (請負代金額に対する割合 %)
日 付	年 月 日(月分)		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
月		差()	
(記載欄)			

(備考)必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

下請負人に対する支払計画書

年 月 日

八王子市長 _____ 殿

受注者
所在地
名 称

代表者職氏名 _____ 印

工事名 _____

契約金額 _____

債権譲渡により得られる資金は、今後、上記工事の履行に関して、以下の下請負人に対する支払いに利用する予定です。

整理番号	今後支払予定額			支払先	
	月	旬	金額	(名称/所在地/電話等)	
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名称)	
				(所在地)	
				(電話)	
				中小企業者である	中小企業者でない

(注意)

○「今後支払予定額」欄の「月旬」部分は、以下の区分によりご記入ください。

上旬: 1~10日 中旬: 11~20日 下旬: 21~月末

○「支払先」では、支払先が中小企業基本法第2条に定める中小企業者である場合は「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は、「中小企業者でない」欄に○をしてください。

委任状

年 月 日

八王子市長 _____ 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

1 工事名 _____

2 請負代金額 金 _____ 円

私は、所在地
商号又は名称
代表者職氏名

を代理人と定め、以下に関する一切の権限を委任します。

- ・ 上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限
- ・ 上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾書の受領に関する権限
- ・ 上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡不承諾通知書の受領に関する権限

- ※ 譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。
- ※ 譲渡人が建設共同企業体の場合は代表構成員の名義で行うものとする。

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

（甲）債権譲渡人 _____ 御中

（乙）債権譲受人 株式会社きらぼし銀行 御中

八王子市長 _____ 印

年 月 日付で依頼のあった、下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記のとおり承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名 _____

(2) 契約締結日 _____ 年 月 日

2 承諾しない理由

工事出来高査定協力申出書

年 月 日

八王子市長

殿

所在地

名称 株式会社きらぼし銀行

代表者職氏名

印

年 月 日付 第 号にて債権譲渡を承諾された下記工事について、信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。
つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 債権譲渡人(受注者)

4. 現場立入り希望日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分 まで

5. 現場立入り予定者氏名

6. 連絡先 担当者職・氏名
電 話

工事代金債権計算書 (契約変更用)

年 月 日

八王子市長 _____ 殿

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____

使用印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称 株式会社きらぼし銀行

代表者職氏名 _____

実印

(担当者)職・氏名

TEL _____

年 月 日付で協議を受け、承諾した下記1工事の契約変更により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事名

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約変更承諾日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 当初請負金額 金 _____ 円

(2) 支払済前払金額 金 _____ 円

(3) 支払済中間前払金額
及び部分払金額 金 _____ 円

(4) 当初債権譲渡額 金 _____ 円

(5) 契約変更額 金 _____ 円 (減額の場合は、△表示とする)

(6) 債権譲渡額 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在見込額)

((6)=(1)-(2)-(3)+(5))

工事代金債権計算書 (契約解除用)

年 月 日

八王子市長 _____ 殿

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____

使用印

(乙) 債権譲受人

所在地

商号又は名称 株式会社きらぼし銀行

代表者職氏名 _____

実印

(担当者)職・氏名

TEL _____

下記1の工事に関し、年 月 日付 第 号に基づ
く解除により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事名 _____

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約変更承諾日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 請負金額 金 _____ 円

(2) 支払済前払金額 金 _____ 円

(3) 支払済中間前払金額
及び部分払金額 金 _____ 円

(4) 出来高額(%) 金 _____ 円

(5) 契約解除違約金 金 _____ 円
((5)=(1)×10%)

(6) 債権譲渡額 金 _____ 円

((6)=(4)-(2)-(3)-(5))

工事代金請求書

_____年 月 日

八王子市長 _____ 殿

所在地
(債権譲受人) 名称
代表者職氏名



_____年 月 日付の債権譲渡承諾書に係る工事代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

ただし、_____ 工事の代金として

(内訳)

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 請負金額 | 金 _____ 円 |
| (2) 支払済前払金額 | 金 _____ 円 |
| (3) 支払済中間前払金額及び部分払金額 | 金 _____ 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | 金 _____ 円 |
| (5) 今回請求金額 | 金 _____ 円 |

※(5) = (1) - (2) - (3) - (4)

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約の内容

- (1) 承認番号 _____
- (2) 契約番号 _____
- (3) 工事件名 _____
- (4) 受注者（債権譲渡人） _____

情報提供についての申出書

_____年 ____月 ____日

八王子市長 _____ 殿

所在地
 （債権譲受人）名 称
 代表者職氏名 _____



八王子市公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公共工事代金債権に係る情報を提供されるよう申し出ます。なお、情報の提供を受けた際は、当該債権譲渡の承諾申請以外の目的に使用しないことを約します。

記

1 譲渡対象案件

- (1) 契約番号 _____
- (2) 工事件名 _____
- (3) 受注者 _____

2 情報提供内容（必要な項目のチェック欄に○をすること）

チェック欄	項 目
	契約締結日
	工事場所
	工 期
	請負金額
	支払済前払金額
	支払済中間前払金額及び部分払金額
	契約変更承諾日
	契約変更額
	当該工事代金債権が、債権譲受人（株式会社きらぼし銀行）以外の者に譲渡された事実について、契約課が把握しているかの有無
	その他（ _____ ）

※情報提供については、申出日時点で契約課が把握している内容による。

(裏)

債権譲渡人（受注者）の同意欄

私は、八王子市が保有する前記2の情報について、前記債権譲受人に提供することに同意します。

所在地
(債権譲渡人) 名称
代表者職氏名



※債権譲渡人（受注者）の同意がない場合は情報を提供することはできません。

※契約締結後に使用印の変更があった場合は、変更後の使用印を押印すること。なお、変更の確認ができる建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写しを提出すること。

情報提供についての回答書

第 号
年 月 日

債権譲受人 株式会社 きらぼし銀行 御中

八王子市長 _____ 印

八王子市公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付で申出のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 譲渡対象案件

- (1) 契約番号 _____
- (2) 工事件名 _____
- (3) 受注者 _____

2 情報提供内容（回答項目はチェック欄に○があるもの）

チェック欄	項 目	回 答
	契約締結日	年 月 日
	工事場所	八王子市
	工 期	年 月 日から 年 月 日
	請負金額	円
	支払済前払金額	円
	支払済中間前払金額及び部分払金額	円
	契約変更承諾日	年 月 日
	契約変更額	円
	当該工事代金債権が、債権譲受人（株式会社 きらぼし銀行）以外の者に譲渡された事実について、 契約課が把握しているかの有無	有 ・ 無
	その他（ _____ ）	

※情報提供については、 年 月 日現在で契約課が把握している内容による。